

報告第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，市議会の承認を求める。

令和 6 年 5 月 1 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

## 専決処分第 5 号

### 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，三次市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について，次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

三次市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和 3 年三次市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。